

平成28年さぬき市議会第2回臨時会議案

平成28年5月9日提出

市長提出議案

- 議案第50号 専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）
- 議案第51号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第52号 専決処分の承認について（平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号））
- 議案第53号 平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第50号

専決処分の承認について（さぬき市税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

さぬき市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

### 記

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

## さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(さぬき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さぬき市税条例等の一部を改正する条例(平成27年さぬき市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例(以下「新条例」という。)

第56条、第59条及び附則第10条の2第4項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改

修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第51号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

### 記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

## さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第52号

専決処分の承認について（平成27年度さぬき市一般会計補正予算  
（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 専 決 処 分 書

平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

### 記

平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）について

平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

平成27年度さぬき市一般会計補正予算  
( 第 6 号 )

第1表 歳入歳出予算補正  
第2表 繰越明許費補正

香川県さぬき市

## 平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,971千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,876,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日 専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		2,344,610	△44,934	2,299,676
	10. 国庫補助金	695,592	△44,934	650,658
75. 繰入金		351,185	20,963	372,148
	10. 基金繰入金	339,788	20,963	360,751
歳入	合 計	24,900,000	△23,971	24,876,029

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 総務費		2,446,143	0	2,446,143
	5. 総務管理費	1,974,938	0	1,974,938
30. 農林水産業費		851,078	0	851,078
	5. 農業費	751,796	0	751,796
35. 商工費		643,689	△23,971	619,718
	5. 商工費	643,689	△23,971	619,718
歳出	合計	24,900,000	△23,971	24,876,029

第 2 表 繰越明許費補正

1. 廃止

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前金額	補正後金額	備考
35 商工費	10 商工費	企業立地用地整備事業	23,971	—	事業見送り

# 一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

## 1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金	2,344,610	△44,934	2,299,676
75. 繰入金	351,185	20,963	372,148
歳入合計	24,900,000	△23,971	24,876,029

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 総務費	2,446,143	0	2,446,143	△278			278
30. 農林水産業費	851,078	0	851,078	△60			60
35. 商工費	643,689	△23,971	619,718	△44,596		20,500	125
歳出合計	24,900,000	△23,971	24,876,029	△44,934		20,500	463

2. 歳入

(款) 55. 国庫支出金

(項) 10. 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 総務費国庫補助金	172,883	△ 44,934	127,949	5. 総務管理費補助金	△ 44,934	地方創生加速化交付金
計	695,592	△ 44,934	650,658			△ 44,934

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	0	463	463	5. 財政調整基金繰入金	463	財政調整基金繰入金	463
50. 地域雇用創出基金繰入金	175,731	20,500	196,231	5. 地域雇用創出基金繰入金	20,500	地域雇用創出基金繰入金	20,500
計	339,788	20,963	360,751				

3. 歳出

(款) 10. 総務費

(項) 5. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
30. 企画費	188,184	0	188,184	△278			278			
				国補 △278						
計	1,974,938	0	1,974,938	△278			278			

(款) 30. 農林水産業費

(項) 5. 農業費

15. 農業振興費	73,192	0	73,192	△60			60		
				国補 △60					
計	751,796	0	751,796	△60			60		

(款) 35. 商工費

(項) 5. 商工費

10. 商工業振興費	326,214	△23,971	302,243	△44,596		20,500	125	13. 委託料	△2,151	設計委託料 下所運動場整備工事設計委託料	△2,151 △2,151
				国補 △44,596		基線 20,500					
								15. 工事請負費	△21,820	工事請負費 下所運動場整備工事	△21,820
計	643,689	△23,971	619,718	△44,596		20,500	125				

議案第53号

平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について

平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年5月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成28年度さぬき市一般会計補正予算  
( 第 1 号 )

第1表 歳入歳出予算補正

第2表 地方債補正

香川県さぬき市

## 平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,354,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年 5月 9日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50. 使用料及び手数料		425,086	500	425,586
	5. 使用料	256,223	500	256,723
75. 繰入金		1,224,051	6,200	1,230,251
	10. 基金繰入金	1,224,050	6,200	1,230,250
85. 諸収入		967,802	△30,000	937,802
	25. 雑収入	139,133	△30,000	109,133
90. 市債		2,945,700	△48,700	2,897,000
	5. 市債	2,945,700	△48,700	2,897,000
歳入	合計	24,426,000	△72,000	24,354,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 総務費		3,248,254	27,347	3,275,601
	5. 総務管理費	2,796,979	27,347	2,824,326
50. 教育費		2,416,720	△99,347	2,317,373
	35. 保健体育費	664,805	△99,347	565,458
歳出	合計	24,426,000	△72,000	24,354,000

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設整備事業	177,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	198,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保健体育施設整備事業	69,800				0			
合 計	2,945,700				2,897,000			

# 一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 地方債現在高に関する調

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50. 使用料及び手数料	425,086	500	425,586
75. 繰入金	1,224,051	6,200	1,230,251
85. 諸収	967,802	△30,000	937,802
90. 市債	2,945,700	△48,700	2,897,000
歳入合計	24,426,000	△72,000	24,354,000

(歳出) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 総務費	3,248,254	27,347	3,275,601		21,100		6,247
50. 教育費	2,416,720	△99,347	2,317,373		△69,800	△33,211	3,664
歳出合計	24,426,000	△72,000	24,354,000		△48,700	△33,211	9,911

## 2. 歳入

## (款) 50. 使用料及び手数料

## (項) 5. 使用料

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
40. 教育使用料	41,525	500	42,025	25. 保健体育施設使用料	500	B & G海洋センタープール使用料 500
計	256,223	500	256,723			

## (款) 75. 繰入金

## (項) 10. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	830,000	9,911	839,911	5. 財政調整基金繰入金	9,911	財政調整基金繰入金 9,911
55. 教育文化振興基金繰入金	89,329	△ 3,711	85,618	5. 教育文化振興基金繰入金	△ 3,711	教育文化振興基金繰入金 △ 3,711
計	1,224,050	6,200	1,230,250			

## (款) 85. 諸収入

## (項) 25. 雑入

5. 雑入	139,133	△ 30,000	109,133	30. 雑入	△ 30,000	B & G財団助成金 △ 30,000
計	139,133	△ 30,000	109,133			

## (款) 90. 市債

## (項) 5. 市債

5. 総務債	962,300	21,100	983,400	75. 公共施設整備債	21,100	公共施設等除却事業債 21,100
30. 教育債	218,400	△ 69,800	148,600	30. 保健体育施設整備債	△ 69,800	B & G海洋センター水泳プール改修整備事業債 △ 69,800
計	2,945,700	△ 48,700	2,897,000			



								14. 使用料及び賃借料	104	賃借料	104
										備品等借上料	104
								15. 工事請負費	△100,496	工事請負費	△100,496
										B & G 海洋センター水泳プール改修工事	
計	664,805	△99,347	565,458		△69,800	△33,211	3,664				

2. 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正分）

（単位：千円）

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普通債	2,945,700	3,017,798	24,396,714	2,897,000	3,017,798	24,348,014
（1）土 木	589,800	672,430	4,071,695	589,800	672,430	4,071,695
（2）農林水産	124,300	190,710	1,103,230	124,300	190,710	1,103,230
（3）教 育	218,400	510,948	4,778,316	148,600	510,948	4,708,516
（4）公営住宅		107,390	711,825		107,390	711,825
（5）CATV		139,894	996,462		139,894	996,462
（6）その他	2,013,200	1,396,426	12,735,186	2,034,300	1,396,426	12,756,286
2. 災害復旧債		13,546	27,718		13,546	27,718
（1）土 木		11,108	24,603		11,108	24,603
（2）農林水産		2,398	2,912		2,398	2,912
（3）CATV						
（4）その他		40	203		40	203
合 計	2,945,700	3,031,344	24,424,432	2,897,000	3,031,344	24,375,732

議案第54号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年5月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。  
附則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の

数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。